

平成30年度からの介護予防・日常生活支援総合事業に関するQ&A

平成30年3月12日作成

【質問1】

平成30年4月から総合事業の訪問及び通所サービス体系に時間区分が加わるため、ケアプランの中に各種サービスの提供回数とサービス1回当たりの時間区分を記載することとされているが、訪問介護計画書や通所介護計画書にもケアプラン同様にサービス提供回数や時間区分を記載するようにした方がよいのか。

【回答】

ケアプラン内に各種サービスの提供回数や1回当たりの時間単価を記載する目的は、計画の中で利用者に必要なサービスを明確にするだけでなく、ケアマネジャーとサービス提供事業所が提供するサービス内容に行き違いや認識違いが生じないようにすることであるから、お見込みのとおり、訪問介護計画書または通所介護計画書へもケアプラン同様にサービス提供回数や1回当たりの時間区分を記載いただきたい。

【質問2】

総合事業の訪問及び通所サービスについて、月によって週1回、週2回とサービス提供回数が増減した場合、何を基準に請求したらよいのか。また、過去に遡って請求する場合は、その実績に基づいた請求でよいのか。

【回答】

別に総合事業のQA集へも掲載済みであるが、利用者からの急なキャンセル等のやむを得ない事情により週のサービスの提供回数等に変動があったとしても、請求事務については、サービス提供事業所と利用者との間で締結された契約書の内容に基づいて行うものである。よって、過去に遡った請求についてもそのように対応いただきたい。

【質問3】

現在、利用している総合事業サービス（訪問及び通所サービス）において設定したサービス提供回数や時間区分が、途中で変更となった場合の取扱はどのようになるのか。

【回答】

提供しているサービス内容が変更になった場合は、ケアプラン、訪問介護計画書及び通所介護計画書の変更が必要である。作成の際には、ケアマネジャーとサービス提供事業所において内容の行き違いや認識違い等が生じないように、計画書内に変更内容等の必要事項を記載いただきたい。

また、月途中で時間区分が変更となった場合の請求事務については、ケアマネジャーとサービス提供事業所において、変更が生じた起点日に行き違いや認識違い等が生じないように配慮し、それぞれの時間区分の単価を日割請求いただきたい。

【質問4】

平成30年4月の国の報酬改定を受けて、江別市における単価の改定等は生じないのか。

【回答】

平成30年度の国の報酬改定については、新たな加算の創設など一部見直された部分もあるが、平成30年10月施行となることが示されている。これに基づき、市においても、同施行日での一部見直しの可能性があるため、見直しをする場合は事前に通知等にて内容を周知する予定である。

【質問5】

平成30年4月からのサービス体系の変更に際し、今後、国による報酬改定が無い場合は、江別市独自の新たなサービス体系の改定の予定はないか。

【回答】

平成30年4月以降のサービス体系については、今後、必要に応じて再度の見直しをする可能性がある。もし、大幅なサービス体系の見直しに至った場合においては、事業所向け説明会の開催等により事前の情報提供を広く実施予定である。

【質問6】

サービス体系の時間区分において、週2回の訪問サービスを利用し曜日ごとに時間区分が異なる場合は、どのように算定したらよいか。

【回答】

訪問サービスにおいては、サービス1回当たりの時間区分単価を設定していることから、そちらを活用いただき適正な請求事務に努めていただきたい。

(例) 週2回利用 火曜日30分、木曜日60分
→ 1回当たり30分×4回、1回当たり60分×4回 など

【質問7】

サービス体系の時間区分において、週2回の通所サービスを利用し曜日ごとに時間区分が異なる場合は、どのように算定したらよいか。

【回答】

通所サービスの時間区分においては、ケアマネジャーとサービス事業所において設定する時間区分の行き違いや認識違い等が生じないように、利用者にとって適切な時間区分によせて対応をいただきたい。

(例1) 週2回利用、通常は4時間未満 たまに 4時間以上
→ 週2回 4時間未満 とする
(例2) 週2回利用、火曜日3時間 木曜日6時間
→ 週2回 4時間以上 とする など